

はじめに

平素より障害者施策の推進にご尽力いただき深く感謝申し上げます。誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、障害者施策の一層の推進のために、以下の実現について意見を述べさせていただきます。

I 地域における障害者支援について

●障害の重度化・障害者の高齢化の地域での生活支援 サービスの在り方

〈障害の重度化等のサービスの在り方〉

知的障害・自閉スペクトラム症のある人の10～20%が、自傷・他害、睡眠障害、食行動の異常など何らかの行動上の課題を持つといわれています。これらの行動は、早期から表出するものは持続性が高いため、早期発見と治療、家族支援プログラムが重要です。適切な発達支援・家族支援を実施できる支援者を確保していくことが急務です。

〈地域での自立生活に向けての関連制度・サービスの再整理〉

あきらかに障害が基礎にあり、社会生活上に課題（ひきこもり、対人トラブル、犯罪の加害・被害など）を抱える成人の発達障害者等が福祉制度を適切に利用できていません。これらの人たちは、支援における専門性と時間が必要にもかかわらず障害支援区分は低く評価され（支援区分の見直しが必要）、いわゆる「重度」とはみなされません。「重度」の捉え方を変え、既存の制度・サービスなどが十分活用されるよう体制の整備が必要です。例えば、自立生活援助事業が、ひきこもりなどの社会生活上の課題のある方についてもサービスが受けられるよう対象の拡大が必要と考えます。

●地域での自立生活への移行や継続を支えていくための相談支援の在り方

現行のサービス等利用計画は、すでに利用しているサービスの後追いで、ストレングスモデルに基づく本人中心の将来計画になっていません。地域生活を可能とするために、サービスの調整のみならず地域の社会資源の改良や開発が重要です。そのためには、（自立支援）協議会等において、地域での相談支援体制の構築に取り組む必要があります。

II 障害児支援について

●障害児通所支援の在り方（放デ・児発の役割・機能）

〈「訓練」等の条文の見直し〉

児童発達支援の法的規定には、「知識技能の付与集団生活への適応訓練などの支援」、放課後等デイサービスの法的規定には、「生活能力の向上のために必要な訓練、」です。いずれも「訓練」となっており、その内容について統一的意見がなく、「訓練」ということで支援者の考える行動を子どもに強いる傾向がみられます。「訓練」という言葉を使わないで、その支援の内容を統一していくためにも、障害児通所機能の役割・機能の抜本的な見直しが必要です。特に、「放課後等デイサービス」については、家族の就労等の保障の観点から、事業の役割・機能を検討する必要があります。

〈居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援の対象拡大〉

発達障害のある児童生徒においては、不登校との関連が多くの調査から指摘されています。適応

指導教室に通えない子も多く、学習機会の喪失だけでなく、ひきこもりのリスクを防ぐために居宅訪問型児童発達支援の対象の拡大を必要です。また、保育所等訪問支援の対象を、児童自立支援施設や少年院にも拡大することが重要です。

〈専門職の協働のモデル事業の成果の普及啓発〉

障害児支援の質の向上に向けて、児童発達支援・放課後等デイサービスにおける専門職（PT、OT、ST、心理指導担当職員等）の協働によるモデル事業を提案します。

〈福祉-教育連携体制の展開〉

学校不適応の発達障害児のために地域活動支援センターⅣ型の新設を提案します。

●「加齢児」をめぐる課題

みなし規定を延長することなく、加齢児の成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべきです。

Ⅲ 障害者の就労支援について

●多様な就労ニーズへの対応 加齢等の影響による一般就労から福祉的就労への移行

〈障害者の「働く」定義の再考〉

障害者が「働く」ことの定義を明確にし、その目的や意義を見直すことで、「新しい多様な働き方」を考えていくことを提案します。

●雇用等と福祉との連携強化

〈雇用と福祉の連携強化 ー専門的技術支援者の企業配置の必要性ー〉

その人らしく働くためには、適切なマッチング作業を行う必要があり、専門的支援技術者の企業配置を積極的に行うべきであると考えます。

〈教育と福祉と連携強化 ー就労前（準備）支援の必要性ー〉

就労準備に向けて、障害についての自己理解を含め、職業選択や適性評価等ライフステージに沿った支援の継続性が保障されるよう、教育と福祉との連携強化ができる体制づくりが必要です。

Ⅳ その他

●介護保険施設等の居住地特例の対象について

介護保険施設などが多い市町村の介護保険給付費が増大するリスクを緩和するため、現行の居住地特例は引き続き必要であると考えます。今後の地域共生社会を考えれば、65歳以降の障害者も居宅のサービスが担保されて、充実した地域生活が実現できます。相談支援専門員と介護支援専門員の連携は必須です。

●障害福祉サービス等の制度の持続可能性について

〈障害福祉サービスの質の向上にむけて〉

障害福祉サービス制度の持続可能性を確保しつつ質の高いサービス提供ができるよう、福祉サービス第三者評価の積極的に活用している事業所を、報酬上評価します。

〈障害福祉サービスの質の向上にむけての「外部評価の導入」〉

障害児福祉サービスの質の向上にむけて、既存の第三者評価とは異なる枠組みで、簡便かつコンサルテーション機能もち、第三者が主に臨床サービスの質を評価する「外部評価」の導入が必要であると考えます。